

第 13 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和6年11月28日

定 例 会

令和6年第13回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和6年11月28日
 招集の場所 越谷市中央市民会館4階 第16・17会議室
 開閉会日時 開会11月28日 午後 1時30分
 閉会11月28日 午後 2時54分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	足 立 夢 実		

欠席委員 東 宏 行

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	千 嶋 淳 一
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	平 野 浩 孝
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
大 相 模 公 民 館 長	飯 田 文 洋	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
		指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行
		教育センター 調 整 幹	浜 崎 重 靖

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより11月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議にあたりまして、越谷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、東委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第28号、第43号議案並びにその他報告2及び3については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 1時30分)

◎教育長報告 「教育長専決第29号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第29号について」、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 それでは、教育長専決についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをご覧ください。

去る10月24日の定例教育委員会会議以降、本日までの間に教育長が専決処理いたしました3件の専決事項について、ご報告をさせていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会の議決事項でございますが、緊急に処理する必要があり、かつ教育委員会会議を招集するいとまがなかったことから、越谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、教育長が専決処理を行ったものでございます。

なお、教育長が専決処理を行った事項につきましては、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本定例会においてご報告をさせていただくものでございます。

それでは、専決第29号についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

専決第29号 越谷市立学校設置条例の一部を改正する条例の原案決定について。

越谷市立学校設置条例の一部を改正する条例の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和6年11月15日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の9ページをお開きください。

こちらは、令和6年12月定例会市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、小中一貫教育の効果的な実現を図るため、越谷市立南中学校を移転するとともに、越谷市立川柳中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるので提案するものでございます。

続きまして、資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。

具体的な改正内容でございますが、10月の定例教育委員会会議にて、今回の越谷市立学校設置条例の一部改正についてご協議いただきました内容を基に、次の2点につきまして改正いたします。

1点目につきましては、現在の南中学校を蒲生小学校の敷地に移転することに伴い、中学校の名称及び位置が掲げられている別表2における南中学校の位置を表のとおり改正いたします。

2点目につきましては、現在の南中学校敷地内へ川柳中学校を新設することに伴い、同表に越谷市立川柳中学校の項を加えるものでございます。

また、今回の条例による一部改正による施行日につきましては、令和9年4月1日といたします。

教育長専決第29号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第30号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告、教育長専決第30号について、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、専決第30号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

専決第30号 令和6年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和6年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和6年11月15日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊の令和6年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。3ページの表の一番下にございます、歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回15万円を追加し、補正後の総額は62億2,394万6,000円となります。

歳入の内容でございますが、8ページ及び9ページの(1)、歳入予算説明書をご覧ください。20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として、市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金15万円を追加します。

次に、歳出の内容でございますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回、2億2,681万円を追加し、補正後の総額は156億3,510万7,000円となります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。20ページ及び21ページの事業別予算説明書をご覧ください。1項教育総務費、2目事務局費のうち、教育情報化推進事業につきましては、学事システムの標準準拠システムへの移行に係る事業の進捗に伴い、教育システム電算委託料2,590万円を減額いたします。

次に、下段の3目学校教育指導費の学校教育支援事業につきましては、いじめ防止対策委員会に係る委員報酬として170万円を追加いたします。

22ページ及び23ページをご覧ください。4目教育センター費のうち、下段の学校系ネットワーク運用事業につきましては、学校系ネットワーク機器に係る修繕料として240万円を追加いたします。また、校内系ネットワーク運用事業につきましては、校内系ネットワーク環境整備に係る保守管理等委託料として140万円を追加いたします。

24ページ及び25ページをご覧ください。下段の2項小学校費、1目学校管理費のうち、施設管理費につきましては、小学校に係る光熱水費の追加及び空調設備の維持管理に係る空調設備維持管理委託料として、合わせて1,350万円を追加いたします。

26ページ及び27ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費のうち、施設管理費につきましては、中学校に係る光熱水費として500万円を追加いたします。

32ページ及び33ページをご覧ください。7項保健体育費、2目学校給食費の学校給食事業のうち学校給食栄養管理事業につきましては、学校給食に係る給食材料費等として、1億4,200万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る燃料費等の追加及び修繕料として、合わせて940万円を追加いたします。

次に、下段の3目体育費のうち、その他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する補償金として、歳入と同額の15万円を追加いたします。なお、その他の項目につきましては人事異動等に伴う職員人件費の整理に係る減額及び人事院勧告による会計年度任用職員の関連経費の追加が主なものでございます。

詳細は事業概要欄をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)債務負担行為でございますが、追加が11件、

廃止が1件ございます。まず、債務負担行為の追加でございますが、表の下から2つ目の給食配送車購入費につきましては、各学校給食センターの給食配送車を購入するため、令和6年度から令和7年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

また、表の一番下の給食センター施設設備修繕料につきましては、第三学校給食センターの屋内消火栓設備配管の漏水修繕のため、令和6年度から令和7年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。なお、その他の9件の債務負担行為につきましては、各事業の来年度に向けた準備行為が必要であることから、令和6年度から令和7年度までを期間として設定するものでございます。

7ページをご覧ください。次に、債務負担行為の廃止でございますが、教育システム電算委託料につきましては、歳出の際にも説明させていただきましたが、学事システムの標準準拠システムへの移行に係る事業の進捗に伴い、廃止するものでございます。

教育長専決第30号に係るご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問、またご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 21ページの003の学事システムの標準準拠システムを断念したということですが、そもそも学事システムはどんなものなのか、簡単に説明していただきたいのと、その標準準拠システムへの移行が難しかった理由も簡単に説明していただけますか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 これは、市全体で地方公共団体情報システムの標準化基本方針に基づいて移行するものです。学事システムは、学齢簿の編成あるいは就学援助等のシステムをつかさどるものでございます。これにつきまして、市全体で標準化を行う事業者から、学事システムは移行することができないという回答を受けまして、学務課独自で事業者を探していたのですけれども、なかなか見つからないという状況にありました。関係各課、総務省に確認をしたところ、移行困難システムに該当するため1年間延期をする、令和9年4月に開始時期を1年遅らせることができました。本来であれば令和6年度、7年度に移行を行う予定であったものを行わない、令和8年度にその移行事務を全部行うという形になりましたので、ここで減額をして一旦予算額を戻したものでございます。

吉田教育長 電算システム等については、各自治体でそれぞれにやっており、合理的でないということ、非効率的だということもあるだろうし、国としては標準化を進めているのです。その一環として進めたと、ただし一律になかなか難しい状況があるので、今言ったような状況になるということです。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 学事という言葉は、学校の事務ということなのですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 子どもたちの学籍に関わること、どこの学校に属しているのかということをして、子どもたちにおいて明らかにしていくことで、学齢簿というものを編成したりする、そういう事務を行うことを学事と呼んでおります。

吉田教育長 ちなみに、籍は戸籍の籍です。

よろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 22、23ページの学校系ネットワーク機器に関わる修繕料の追加というところなのですが、この修繕料というのは具体的に、子どもたちが使っているタブレットの修繕ということでよろしいのでしょうか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 教員が使っているタブレット端末、授業で使う大型テレビやデジタルカメラの修繕料でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 子どもたちが使っているタブレット端末は、修繕、整備、点検などは要らないのでしょうか。といいますのは、2020年にタブレット端末が1人1台子どもたちへ渡され、そろそろ更新の時期ではないのかと思うのですけれども、その辺はどうなっていますか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 子どもたちのタブレット端末は、子どもが落として画面を割ってしまうことが数多く予想されることから、本市では子どもたちのタブレット端末の保守管理については保険に入っております。子どもが使って破損したタブレット端末の修理は保険料で賄うことができ、当初予算で全て対応しております。

教員のタブレット端末については、破損台数や割合が低いことから、保険ではなく、修繕費の予算で対応しています。今年度に関しては、大型テレビのひびやデジタルカメラの破損もあったことから、今回の補正予算で要望することとなりました。

なお、子どものタブレット端末の更新については、現在子どもたちのタブレットは買取りで導入しており、令和8年度あるいは9年度の更新に向け、埼玉県的共同調達会議で議論しながら、子どもたちにとってよりよいタブレット端末の導入に向け、既に準備をしているところでございます。

渡辺委員 よく分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

山口委員。

山口委員 学校系ネットワークと校内系ネットワークの違いを、ご説明いただけますか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 学校系ネットワークとは、教員が日々の仕事で使っているネットワーク、つまり子どもが絶対に入れないネットワークでございます。具体的に申し上げますと、職員室の机の上にあるゼロクラウド型のPCのネットワークで、教員だけが校務で使用しております。

また、校内系ネットワークとは、子どもと教員が、主に授業で使用するネットワークでございます。

吉田教育長 分けている理由は簡単に説明できますか。

教育センター所長。

菊池教育センター所長 子どもと教員のネットワークが同じですと、教員が成績、子どもの健康状態、アレルギーなどの個人情報扱っている大事なデータを、子どもが誤って見ってしまう可能性があることから、切り分けて教員しか入れないネットワークとしてございます。

一方で、子どもと教員が同じネットワークで、学習で使うプリントを共有したり、子どもが作ったものを教員が確認したりすることから、子どもと教員が共有できるネットワークに分けて運用しております。

なお、補足なのですが、教員が職員室で使ったデータに関しては、校長、教頭、主幹教諭がしっかり内容を確認した後に、授業で使えるネットワークに移せる、一方通行ですが、その移動もできるように配慮しているところでございます。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 教員の情報端末からは、学校系と校内系と両方にアクセスできることになるのですか。

それとも、教員の情報端末、職員室においてあるPCは、学校系のみで校内系にはアクセスできないような形なのですか。

吉田教育長 教育センター所長。

菊池教育センター所長 アクセスはできません。子どもと授業で共有するときには、教員にもタブレット端末を1人1台配備していますので、そのタブレット端末を使って子どもと一緒に授業をします。職員室で作った教材、例えばプリントを授業で明日使いたいのだという場合に関しては、先ほど申し上げたとおり管理職のフィルターを通り、校内系ネットワークに移動させております。利便性とセキュリティーを両てんびんにかけ、現在のネットワークの運用としております。

吉田教育長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、この件については以上とします。

◎第42号議案 「越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」

吉田教育長 続きまして、第42号議案「越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて」、教育総務課長から説明いたします。

教育総務課長。

會田教育総務課長 それでは、第42号議案 越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについてご説明いたします。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをお開きください。

第42号議案 越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについて。

越谷市教育委員会委員東宏行氏から辞職願が提出されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会の同意を求める。

令和6年11月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、委員の辞職は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができることと規定されていることから、提案するものでございます。

辞職願につきましては、令和6年11月25日付で、東宏行委員から教育長宛てに、一身上の都合により、令和7年3月31日をもって、越谷市教育委員会委員を辞職したいので、教育委員会の同意をお願いしたい旨の提出がございました。

また同様に、当該地方公共団体の長の同意につきましても、東宏行委員から越谷市長宛てに辞職願が提出されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、越谷市教育委員会委員の辞職につき同意を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対して、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 ないようですので、これより第42号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎学校給食費について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「学校給食費について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

平野給食課長 それでは、学校給食費についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の13ページをご覧ください。

はじめに、学校給食の現状でございますが、昨今の物価高騰により、学校給食の材料調達に係る費用も高騰している中、これまで市教育委員会では、学校給食摂取基準に基づく栄養価を維持するため、献立の工夫や3つの給食センターの食材を一括購入することで安価に食材を調達するなどの対応をしてまいりました。

しかしながら、資料中段の「物価高騰による献立内容の変化のイメージ」の図にありますとおり、物価高騰が始まる以前の平成30年度の献立と、現在の献立の変化を比較すると、一番上のご飯の献立では、平成30年度には果物がついておりましたが、令和5年度には果物をつけることができなくなっているなど、品数の減少や献立のマンネリ化などが避けられない状況となっております。また、令和5年度には給食材料費の不足が生じたため、約5,600万円の補正予算措置をして対応いたしました。

令和7年度における学校給食費の考え方についてでございますが、以上のような現状がある中においても、児童生徒にとって学校給食は心身の健全な発達に資するものであることから、平成30年度以前のような「季節感を感じられるバラエティに富んだ魅力ある献立」の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

これを実現するには、現行の学校給食費では不足が生じるため、材料費の高騰分については、当面の間、市が負担し、保護者が負担する学校給食費が増加することがないように対応したいと考えております。

続きまして、会議要項の14ページをご覧ください。

参考資料として、上段の表1は、平成30年度の献立を現在の物価で提供した場合の原価を算出したものであり、表の一番下にありますとおり、小学校の単価の平均では、平成30年度に約215円となっていた献立が令和6年度には約280円に、中学校では約258円となっていた献立が約332円となります。

次に、表2になりますが、こちらは月額換算による学校給食費徴収のシミュレーションであり、現在の学校給食費が月額換算で小学校が4,000円、中学校が4,850円となっているところ、物価高騰を考慮すると、令和7年度の給食費は小学校では4,684円、中学校では5,553円となりますが、物価高騰分となる小学校の684円及び中学校の703円は市が負担し、保護者からの徴収金は現状を維持する計算となっております。

また、表3では近隣市町の学校給食費の状況について掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

なお、今後につきましては、本日の協議の内容を踏まえ、関係部署と調整を図りながら、所要

の手続を行ってまいりたいと考えております。

学校給食費についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問、またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 本当に物価上昇に関してはすさまじいものがあると思っています。その中で、学校給食に関しては、生徒の健康もそうですし、例えば貧困家庭にとってはよりどころになるのもあると聞いていますので、市で支えていただける範囲であれば、極力市で支えていただいて、保護者の負担が増えないようにする方針でいってほしいなどは考えております。

吉田教育長 給食課長。

平野給食課長 貧困家庭の支援ということでは2つございまして、1つは生活保護世帯、それから就学援助世帯、2つに分かれる状況でございます。その保護者の方々に、給食費を援助するという事で今進めております。

吉田教育長 就学援助、給食費は満額ですか。

給食課長。

平野給食課長 そのとおり、満額の補助となります。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 そういう制度があるのは非常にすばらしいと思います。ただ、そのぎりぎりのところの世帯の方もいらっしゃると思いますし、やはり給食費が増えることによって、それが非常に響く家庭もあると思いますので、市がどれだけ支え切れるかというのは予算次第だと思うのですが、極力、今の対応を続けていただきたいと思っています。

吉田教育長 国は無償化という考え方も出しているようなのだけれども、この辺の推移というのは分かりますか。

給食課長。

平野給食課長 国では、昨年、給食費無償化の調査を実施しております。その調査結果を今年の6月に公表したところでございますが、その中にはいろいろな課題が出てきたと新聞等で伺っております。課題の一つとしては、例えば学校給食を実際にやっていない学校もあつたり、または給食をやっているのだけれども、食べられないお子さんだったり、重度のアレルギーのお子さんは学校給食を食べられずに自宅からお弁当を持ってくるという方の方でございます。そういう方々が全国に約28万5,000人いるということも聞いています。今後、そういう課題に対して国がどのように対応するか、具体的な方策を出すという調査結果でございますので、その行方を追っていきたいと思います。

吉田教育長 こうした国の動向を踏まえ、一応のところ今回の値上がり分については市が負担する

ということになっております。よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 最終改定が平成27年4月ということですので、10年間、よくご努力いただいたと感謝申し上げたいと思います。

今回、値上げ分につきましては市で補助するということですが、次年度以降についての見通しとしてはどのようなお考えなのかお聞きしたいと、一旦始めるとなかなかやめるのは難しくなるでしょうし、その辺りは市長部局との調整が必要になってくるかと思うのですが、今の見通しを伺えればと思います。

吉田教育長 給食課長。

平野給食課長 財政部局からは当面の間ということで回答をいただいております、令和8年度、9年度の状況は、その時点時点で協議するというで聞いております。

吉田教育長 よろしいですか。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 値上げ分は市が補助をするということなのですが、市民の方の税金を使うことになるかと思うので、その辺の周知の仕方もやはり大切ではないかと思うのです。

こちらには学校給食費の考え方として、季節感を感じられるバラエティに富んだ魅力ある献立の提供に取り組んでいくとあるのですが、具体的には、例えば上のこのイメージ図を見ますと、デザートがなかったところをまたデザートをつけて、1品なしのところをまた1品つけるなど、具体的にはそういうことになるのでしょうか。

吉田教育長 給食課長。

平野給食課長 今までできなかった行事食、または郷土料理が今まで出せなかった状況だったものですから、平成30年度の献立にあるとおり、果物やデザート等、または郷土料理等を出す回数を増やしていきたいと考えています。

市の税金を使つての投入ということの周知でございますが、現在、財政部局とも相談をしておりますが、年明け1月以降に、まずは保護者の方に給食費の値上げの関係と、市が負担するという周知してまいります。その中で、市が今までも材料費の補助、または実費徴収金と給食材料費の乖離がありますので、その辺も周知ができたらいいのかなと思っておりますので、時期的には2月以降、しっかりと周知していきたいと思っております。

吉田教育長 給食の提供を受ける保護者には伝えるにしても、その他の市民に対しては周知はどうなっていますか。

給食課長。

平野給食課長 今考えておりますのは、マスコミへの情報提供を考えておりますので、その中で周知が図られるかと思えます。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和7年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和7年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、令和7年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要綱15ページをご覧ください。

はじめに、これまでの経緯についてご説明申し上げます。9月中旬に各学校の説明会もしくはインターネット上に掲載した説明用動画にて、保護者への説明を実施、9月24日までに申請書を提出していただきました。10月10日に申請状況の集計結果を文書で保護者に通知するとともに、越谷市のホームページで公表しました。

その後、10月21日までの選択申請変更期間を経て、令和7年度入学生の選択状況が決定した結果を、改めて11月8日に保護者に文書で通知するとともに越谷市のホームページで公表しました。

恐れ入りますが、会議要項16ページをご覧ください。こちらは、令和6年11月1日現在の中学校選択制集計一覧でございますが、ホームページに公表した申請人数と、基本学区に在住している新中学1年生の人数を併せて掲載したものとなっております。

Aは、基本学区の中学校を選択した人数でございます。Bは、基本学区外から当該中学校を選択した人数でございます。Cは、AとBの合計です。例えば中央中学校の場合には、基本学区の210人に基本学区外から41人を加えた数251名の児童が中央中を希望していることとなります。

次に、一番下の計の欄をご覧ください。基本学区の中学校を選択した人数の合計が2,747人、基本学区以外の中学校を選択した人数の合計が238人、従いまして、市内の中学校への就学希望者の合計が2,985人となります。

また、表の一番右の列は、各中学校の基本学区内に在住している新中学1年生の人数、つまり

中学校選択制がない場合、本来その中学校に通う者の人数となっております。

なお、令和7年度の新中学1年生につきまして、南中学校、栄進中学校は、基本学区以外の生徒を受け入れるための余裕教室がないことから、基本学区以外からの受入れ定員を0人といたしました。南中、栄進中を除く他13校の基本学区以外からの受入れ定員は、それぞれ35人となっております。従いまして、中央中、北中、北陽中の3校が抽選校となりました。抽選会は、11月24日曜日に越谷市中央市民会館1階劇場で開催され、就学する中学校が決定いたしました。

再度、会議要項15ページの下の部分をご覧ください。中学校選択制が開始されて、来年度で20年目を迎えますが、令和7年度入学予定者以外に過去4年分の選択状況を載せましたので、ご覧ください。令和7年度入学予定者の選択申請書発行総数は3,009人で行いました。選択申請書発行総数とは、来年の4月に中学校新1年に就学を予定している人数でございます。

基本校の選択状況、あるいは基本校以外の選択状況を見ますと、あくまでも11月1日現在の状況でございますが、約91%が基本学区の中学校、約8%が基本学区以外の中学校、さらに約1%が市外の中学校等への就学を予定していることが分かります。この傾向はここ数年変わりません。

今後の日程についてご説明いたします。1月10日に就学通知書を発送し、その後、転出等で辞退者が出た場合、抽選で漏れた方の繰上げもあります。その繰上げは、2月7日で締め切れ、最終的に就学する中学校が決定することになります。市内中学校では、2月10日に入学説明会が行われ、新入学の準備が始まります。

令和7年度新中学1年生を対象とした中学校選択申請状況についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 中学校選択制を導入して20年近くたつんですね。地域とのつながりについてはどうなのかといった疑問、そういう意見も聞くことはあるのですが、ただ、基本校以外を選択する人が8%程度いるというこの事実は、やはり重いと考えております。この辺の数字をずっとこれからも追いつけて、この中学校選択制のニーズをつかんでいく必要があるだろうなと思いました。感想ですけれども、以上です。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 中学校選択制につきましては、進めている小中一貫教育と相反するものではないかというご意見はございますが、私どもとしては、小中一貫教育、それも選択の幅ということ、特色ある学校教育を選ぶ大事な視点であると考えておりますので、中学校選択制については、今後課題等もあるかと思いますが、その点も踏まえながら推進してまいりたいと考えておるところでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 基本学区以外の中学校を選択するときの申請として、理由は聞いているのですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 選択した理由については、毎回アンケートを取っておるところでございます。今年度はまだですけども、昨年度の状況をご報告させていただきますと、1番は友人関係、2番目が部活動、3番目が通学距離ということで、この傾向についてもここ数年変わっておりません。

吉田教育長 足立委員。

足立委員 中学校選択制度は、全国の市町村でやっているものなのですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 既に20年、20回行われているものでございますが、始まった当時はトレンドとして、かなり全国的に進んでいたものではございますが、近隣市町の中では学校選択制を廃止したという市町村もあるという事実もございます。ただ、野口委員さんからもございましたとおり、越谷市としては、現状、子どもたちの進学という観点から言うと、根づいている制度だということは言えるのかなと思います。

吉田教育長 埼玉県は土屋知事の頃だったと思うのですけれども、公立学校は競争はなく、黙っていても子どもたちは入ってくるという考え、そういう中で活性化を図りたいという意味から選択制の導入をしたらどうかということで呼びかけがあって、それに応えるように各市町では選択制を導入しました。

三郷市も導入して、小学校も中学校も実施していたのですけれども、確か何人という限定をしない完全フリーだったか、ある学校が本来その学校へ通うよりも倍ぐらい増えてしまったとかいろいろなことがあって、小学校は廃止したのです。ただ、中学校は、廃止という議案は出したのだけれども、結果的には否決されたと、それだけ住民の方の要望が多かったことになるのだらうと思うのですが、そういう経緯があったようなことは聞いております。

野口委員。

野口教育長職務代理者 先ほどの選択した理由としてあがった友人関係というのは、実は小学校と中学校の学区が必ずしも一致していないところがあるものですから、例えばある小学校の卒業生の大半はA中学校に行くのだけれども、一部だけB中学校に行くということ、どうしてもそこは拭えないところはあるのです。その補完する意味でも、選択制というのは一つの方法として取り入れられたという側面もあると感じております。

これは、小学校が新設したときの学区の編成の経緯もあったと思うのですけれども、それを少しでも補完できるものとして入れているので、なかなか廃止という方向にも行かないと感じております。

吉田教育長 中学校選択制度があつてよかったというアンケートは多いのですか。

学務課長。

磯山学務課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

吉田教育長 足立委員。

足立委員 決して否定的な意見というわけではなく、選択できるのはすばらしいことだと思っています。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 アンケート調査によると、友人関係で学区以外の中学校を選択する人が多いということなのですけれども、個別に、例えば小学校のときにいじめがあったので自分はここの中学校ではなくて別に行きたいなど、そういう個別の相談は教育委員会ではあるのですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 先ほど野口委員もおっしゃっていたように、友人関係というのは友達と一緒に学校に行きたいという理由が主で、例えばいじめによりということでは、個別の相談を学事担当で受け付けております。それぞれの状況をしっかりと聴き取った上で、校長先生も含めた上で判断をさせていただくと、そういう対応をしております。

渡辺委員 とてもいいと思います。

吉田教育長 昔は、学区変更というのはかなり厳しくて、必ずこっちに行きなさいという指導があったのですけれども、国からも、渡辺委員さんからもご指摘がありましたけれども、もう少し融通を利かせてという通知もございましたし、本市においてもその辺は考慮しながら進めているというところになります。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてまいります。

◎その他 「久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」

吉田教育長 続きまして、「久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 それでは、久伊豆神社本殿・神楽殿・手水舎の国登録有形文化財（建造物）の登録に関しまして、文化庁から報道発表がございましたので、情報提供をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の7ページをご覧ください。

まず、1の文化庁の報道発表の概要でございますが、国の文化審議会は、令和6年11月22日金曜日開催の同審議会文化財分科会の審議、議決を経て、越ヶ谷に所在する久伊豆神社の本殿・神

楽殿・手水舎を国の登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。この結果、国の官報告示を経て、正式に国の登録有形文化財（建造物）となる予定と報道発表されたところでございます。

2の登録見込み建造物の概要でございますが、（1）所在の場所、（2）主な特徴・評価、続いて8ページの（3）建築年代及び登録基準につきましては、恐れ入りますが、後ほど資料をご参照いただきたいと思います。

次に、3国登録有形文化財（建造物）の概要でございますが、（1）登録数は、令和6年11月1日現在、全国で1万4,141件、うち埼玉県内では212件となっております。

越谷市内では、（3）にございますとおり、平成27年に木下半助商店の4件、平成31年に旧大野家住宅の2件、令和3年に大間野町旧中村家住宅の6件、令和5年に都築家糶屋蔵の1件、計13件が登録されており、久伊豆神社の3件が新規登録されますと、市内の登録有形文化財（建造物）は16件となる見込みでございます。

なお、越谷市内の神社建造物といたしましては、初の登録有形文化財となります。

（2）登録基準でございますが、文化財保護法に基づきまして、建築後50年を経過している建造物で、資料にある3件の基準のいずれかに当てはまるものが対象となります。

久伊豆神社の本殿・手水舎は、②造形の規範となっているもの、神楽殿は①国土の歴史的景観に寄与しているものに該当いたします。

市民への周知につきましては、市ホームページでお知らせをしているほか、「広報こしがや」12月号でもお知らせをする予定でございます。

国登録有形文化財建造物に関する情報の提供は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問、またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 この国登録有形文化財に指定されることによって、何か建物に関して制限がかかるとか、こういうことをやってはいけないとか、そういった制限が何かしらあったりするものなのでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 指定文化財と比べて、そういった制限は大分緩やかなものになっております。

ただ、軽微な修繕であるとか、そうしたものについては報告をいただいて、文化庁の許可を得てという形になります。メリットといたしましては、そういったものに登録されることによって、例えば神社の集客に期待ができるとか、個人の所有のものであれば固定資産税が減免されるとか、そういったことがございます。

山口委員 分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

生涯学習課長。

川澄生涯学習課長 先ほどの国登録有形文化財のご質疑の中で、文化庁の「許可」という発言をさせていただいたのですが訂正をさせていただきます。登録有形文化財の場合は、文化庁へ「届出」となります。届出をしなかった場合には、5万円以下の過料がかかるものとなります。国、市の指定文化財の場合は、文化庁の許可が必要という形で、より厳しいものとなっております。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、12月26日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしく願いをいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 2時54分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

山 口 文 平

委 員

渡 辺 律 子

委 員

足 立 常 典

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香